



国連・子どもの権利条約に掲げられている子どもの権利（分野別）

* 国連・子どもの権利委員会の定期報告書ガイドライン（次頁参照）に基づき、平野裕二（ARC）が作成。
掲載元 <https://note.com/childrights/n/n65a43ff133a2>

<p>1. 実施に関する一般的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> * 締約国の実施義務（4条）：国内法・政策の調和／調整・監視のための制度的基盤整備（国内人権機関の設置を含む）／最大限の資源配分 等 * 条約広報措置（42条）／締約国報告書の広報措置（44条6項） <p>2. 子どもの定義（1条）</p>	<p>3. 一般原則</p> <ul style="list-style-type: none"> * 差別の禁止（2条） * 子どもの最善の利益（3条） * 生命・生存・発達への権利（6条） * 子どもの意見の尊重（12条） 	
<p>4. 市民的権利および自由</p> <ul style="list-style-type: none"> * 名前・国籍（7条） * アイデンティティの保全（8条） * 表現・情報の自由（13条） * 思想・良心・宗教の自由（14条） * 結社・平和的集会の自由（15条） * プライバシー等の保護（16条） * 適切な情報へのアクセス（17条） 		<p>5. 子どもに対する暴力</p> <ul style="list-style-type: none"> * 虐待・ネグレクト（19条） * 有害慣行（24条3項） * 性的搾取・虐待（34条） * 拷問などの品位を傷つける取扱いおよび体罰からの保護(37条(a)/28条2項) * 身体的・心理的回復ならびに社会復帰（39条）
<p>6. 家庭環境および代替的養護</p> <ul style="list-style-type: none"> * 親の指導の尊重（5条） * 親の責任（18条） * 親からの分離（9条） * 家族の再統合（10条） * 子どもの扶養料の回復（27条4項） * 家庭環境を奪われた子ども（20条） * 措置の定期的審査（25条） * 養子縁組（21条） * 不法移送・不返還（11条） 		<p>7. 障害、基礎保健および福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> * 障害のある子ども（23条） * 生存・発達（6条2項） * 健康／保健サービス（24条） * 薬物濫用（33条） * 社会保障／保育サービス・施設（26条／18条3項） * 生活水準（27条1～3項）
<p>8. 教育、余暇および文化的活動</p> <ul style="list-style-type: none"> * 教育への権利（28条） * 教育の目的（29条） * マイノリティ・先住民族の子ども（30条） * 遊ぶ権利／休息・余暇・レクリエーション・文化的活動（31条） 		<p>9. 特別な保護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> * 難民の子ども（22条） * マイノリティ・先住民族の子ども(30条) * 子どもの搾取：経済的搾取・児童労働（32条）／薬物濫用（33条）／性的搾取・虐待（34条）／売買・取引・誘拐（35条）／その他の形態の搾取（36条） * 少年司法の運営（40条）／自由を奪われた子ども（37条）／少年の刑、とくに死刑・終身刑の禁止（37条(a)）／身体的・心理的回復ならびに社会復帰（39条） * 武力紛争における子ども（38条／39条）

